地域管理経営計画等(案)についての意見の申し立て書

平成19年3月6日

1	意見のある森林計画区	留萌	森林計画区

- 2 意見書提出者
 - (2) 法人その他団体

団体名 _	(社)_	北海道自然保護協会	 		
代表者名	佐藤	辞			

住 所 ____060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5(6F)

3 意見の要旨及び理由

国有林の抜本的改革、また新しい森林・林業基本法制定の後、国有林を含む林野行政は、 木材生産よりも「森林の公益的機能・多面的機能を重視する」としており、その基本理念 は非常に重要と考えます。しかし、貴局による近年の森林・林業の扱いは、林野庁が基本 法や基本計画、そしてホームページなどに明記している基本理念の下、一つの機能に挙げ られている木材生産・林業を重視し、林野庁ホームページのトップにある生物多様性保全 を初めとする他の機能を軽視または無視しており、大きな問題と考えます。

貴局による「各機能類型に応じた管理経営の指針」では、諸機能を最も発揮できる公益 林において、とくに水土保全林(水源涵養タイプと国土保全タイプ)において、天然林(二 次林を意味する天然生林ではない)施業(育成複層林施業を含む天然林伐採)が積極的に 進められており、当会は、この状況を極めて大きな問題であると考えております。各森林 計画区における実際の計画は、そうした天然林施業が貴局の国有林経営の主体となり、逆 に、林業目的の資源の循環利用林における施業(蓄積急増の人工林を対象とした単層林施 業や育成複層林施業)は非常にわずかです。これは、まさに新基本法以前と同様な良木選 抜だけを考えた大きな欠陥であり、持続的林業経営にならないだけではなく、生物多様性 など他の機能を軽視または無視するため、極めて大きな問題であると判断しております。

留萌森林計画区における3機能類型及びタイプ別の面積と伐採量は、まさに上記の根本的問題を具現化しております。施業面積は、水源涵養タイプでは天然林(混交林・育成天然林・天然生林)を対象とした天然林施業と育成複層林施業がほとんど(96,778haの99.7%)を占め、資源の循環利用林においても人工林(単層林)ではなく保護樹帯などに残された天然林(混交林・育成天然林・天然生林)の施業が大半(2,125haの53.3%)に至っております。伐採量は、総合計約19万立方メートルのうち、人工林(単層林)の施業はわずか1,476立方メートル(約0.8%)であり、ほとんどが天然林を対象とした施業となっております。さらに、説明がなく唐突に表示された「天然林の臨時伐採量」とは何か、国民に対して、その明快な説明が必要と考えます。

以上の計画は、木材生産に重点を置き、他の機能を軽視または無視する、基本法に示された基本理念と大きな矛盾、大きな欺瞞であると判断します。国有林の天然林は、公益的機能・多面的機能の発揮に大きな役割を果たしています。そのため、天然林施業ではなく、まずは人工林をどのように扱っていくのか、それを5年計画に明快に示す必要があります。

重要な機能の一つ、生物多様性が、例えば「森林官による巡視」によって決して容易に 把握されるものではありません。天然林のもつ生物多様性保全など、木材生産以外の機能 を整備だけではなくどのように保全していくのか、機能ごとの明確な具体的計画を示さな い限り、当会は、貴局に対して、国民・道民の声を代弁した批判と明快な説明・回答を求 め続けざるをえません。 * 意見書は、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法で、 平成19年3月6日(火)17時までに提出してください

〒064-8537札幌市中央区宮の森3条7丁目70

北海道森林管理局長(保全調整課扱い)あて

○ ファクシミリの場合

FAX 011-622-5194

○ 電子メールの場合

E-mail h hozen@rinya.maff.go.jp

○ ご持参の場合

北海道森林管理局企画調整部保全調整課まで(3階にあります)

※ ご不明な点等については、北海道森林管理局企画調整部保全調整課(電話番号011-622-5213) へお問い合わせください。